

# 社会保険ひらしま

第19号

- 年頭のごあいさつ
- 「特定適用事業所」に関するご案内  
～短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大～
- 健診の3つの「もったいない」をなくそう！
- 「健康経営」始めませんか？
- 「ヘルスケア企業保証制度」のご案内
- 社会保険労務士会からのお知らせ
- 社会保険協会からのお知らせ
- 令和6年度 年金委員・健康保険委員功労者表彰式が開催されました

1  
2025  
令和7年



冬牡丹（縮景園）

# 「年頭のごあいさつ」

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

会員の皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、能登半島地震や豪雨など、国内では自然災害が相次ぎ、甚大な被害が発生しました。また、侵略戦争による核に対する懸念が高まるなど、憂うことが多い中、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてこられた日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）が、ノーベル平和賞を受賞しました。今年、ヒロシマ・ナガサキは被爆80周年を迎えます。この受賞が、全世界の人々に対し平和への意識醸成に寄与することを願っております。

さて、2024年は、コロナが5類扱いになり1年が経過したため、当協会が主催する講座やセミナーの講師の皆様には、マスクを外して講義をしていただきました。また、福利厚生事業であります保健施設の利用者もコロナ禍前に近づきつつあり、社会・経済活動と同様に以前の状況に戻ってまいりました。

引き続き、社会保険制度の普及ならびに会員事業所従業員の方々の福利増進にかかる事業に取り組んでまいります。

2025年は、5年に一度の公的年金制度の財政検証の結果を踏まえ、年金制度改正が予定されております。当協会は、会員の皆様に適用拡大など制度改正を含め社会保険制度の普及に努めるため協会の事業の中で、わかりやすく正しくお伝えしてまいりたいと考えております。

そして、2025年は「乙巳」（きのとみ）の年です。「多くの人にとって成長と結実の時期となる可能性が高い」年と言われており、自分のペースを保ちながら着実に前進することで、最終的に望む結果に近づくことができる年になりますよう期待しております。

本年も当協会が会員の皆様にとって、有意義なものであるよう、一層の努力をしておりますので、引き続きご支援とご指導をお願いいたします。

結びに、会員の皆様方のご健康とご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



一般財団法人 広島県社会保険協会  
会長 黒木正純

明けましておめでとうございます。

事業主の皆様、被保険者の皆様におかれましては、平素から公的年金事業の運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構では、厚生労働大臣から示される中期目標に沿って、昨年4月に新たな5か年計画である「第4期中期計画」を策定しました。一層のデジタル化を進めるとともに、「制度を実務に」という基本コンセプトの下、機構の果たすべき役割に即して、安定的に各施策を進めていく必要があると考えています。

そのスタートとなる昨年の組織目標を「更なる高みへの挑戦－信頼され続ける組織であるために－」として、①「基幹業務の着実な推進」②「デジタル化への積極的な対応」③「全チャネルを連動させた効果的・効率的なサービスの実現」④「安定的な現場の運営を支える組織・職場づくり」などを取り組んでまいりました。

その結果、公的年金の適用・徴収・給付・相談等の基幹業務について、着実に成果を上げることができ、特に国民年金現年度納付率は12年連続、最終納付率は11年連続で上昇しています。また、事業所から届けられる主な7届書の電子申請割合は約74%にまで達しました。

本年も機構のミッションである「無年金者、低年金者の発生を防止し、公平性を維持し、正確に給付する」という原点に立ち返り、お客様から信頼される組織となるよう職員一同努力してまいります。

引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



日本年金機構中国地域代表年金事務所  
広島東年金事務所 所長 平本一彦

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平素より協会けんぽの事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私が協会けんぽ広島支部に着任し、1年が経過しましたが、少子高齢化がより顕著となり、国民皆保険制度を持続させるためには、健康保険事業が益々重要になると改めて認識致しました。

広島支部ではこれまでも「ひろしま企業健康宣言」の普及を通じて、健康経営を推進し、現在、5,000社を超える事業所がこの「ひろしま企業健康宣言」にエントリーされ、健康経営に積極的に取り組まれています。今後も引き続き健康経営の輪を広げて参りますので、各事業所では従業員の皆様の健康増進に努めて戴きますようお願い申し上げます。

また、昨年12月には医療保険制度の転換期を迎えました。それは、現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行したことです。

これは国が推し進める医療DXの一環となるものであり、私ども協会けんぽは、今後も各種広報を通して、事業主、加入者の皆様にご理解を戴けるよう努めて参ります。

本年も、職員一丸となって皆様の健康づくりのお手伝いをさせて戴きますので、引き続きご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会 広島支部  
支部長 松原真兎

## 日本年金機構からのお知らせ

# 「特定適用事業所」に関するご案内

### ～短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大～

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、厚生年金被保険者の総数が常時100人超から常時50人超に拡大されました。「特定適用事業所」に該当する事業所に勤務する短時間労働者は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用対象となることから、新たに特定適用事業所に該当する場合等は手続きが必要です。



#### 【短時間労働者の要件】

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下のすべてにチェックが入る方は、「短時間労働者」に該当します。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上  | <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 |
| <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある | <input type="checkbox"/> 学生ではない          |

#### 【特定適用事業所の要件】

- ・法人事業所は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の総数が、12カ月のうち6カ月以上50人を超えることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。
- ・個人事業所は、適用事業所単位の厚生年金保険の被保険者数が、12カ月のうち6カ月以上50人を超えることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。

## ケースその1

### 「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が同封されている場合…

- 特定適用事業所の要件を満たす可能性がある事業所へ送付しています。
- 適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が直近11カ月のうち5カ月である事業所を対象に送付しています。
- 特定適用事業所の要件を満たす場合、該当した年月日等を記載し「特定適用事業所該当届」を提出してください。
- 加入対象となる短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」の提出が必要です。

## 日本年金機構からのお知らせ

### ケースその2

#### 「特定適用事業所該当通知書」が同封されている場合…

- 特定適用事業所に該当したものと取り扱った事業所に対して送付しています。
- 適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が直近12カ月のうち6カ月以上である事業所を対象に送付しております。  
※このケースの場合は、特定適用事業所該当届の提出は必要ありません。
- 加入対象となる短時間労働者がいる場合は、速やかに「被保険者資格取得届」を提出してください。



#### 「被保険者資格取得届」の記載方法の注意点

短時間労働者の資格取得届の場合、備考欄の「3.短時間労働者の取得(特定適用事業所等)」欄を必ずチェックしてください。



備考欄の「3. 短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を○で囲んでください。

備考	該当する項目を○で囲んでください。	
	1. 70歳以上被用者該当	3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)
	2. 二以上事業所勤務者の取得	4. 退職後の継続再雇用者の取得
		5. その他 ( )



#### 被保険者データのCD、令和7年3月に提供終了

届書作成プログラムで使用する被保険者情報を収録したターンアラウンドCDの提供について、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減の観点から令和7年3月に終了することになりました。



### 社会保険の手続きは電子申請をご利用ください

健康保険・厚生年金保険に関する社会保険手続きは、インターネットを利用して申請・届出をすることができます。

#### ・電子申請可能な主な届書

- 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届
- ・国民年金第3号被保険者関係届

#### ・電子申請のメリット



##### いつでもどこでも申請可能

オンラインで24時間365日申請ができます。



##### 処理が速く、正確

申請データをそのまま取り込んで処理するため、紙の届出と比べ、正確に速く処理されます。



##### コスト削減

郵送費・交通費の削減ができます。



##### 安全なネットワーク

セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請

検索



# 全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

01 「健診受けない」  
もったいない



02 「受けっぱなし健診」  
もったいない



協会けんぽ 加入者のみなさまへ

## 健診の3つの「もったいない」をなくそう!



健康づくりサイクルをまわしましょう!

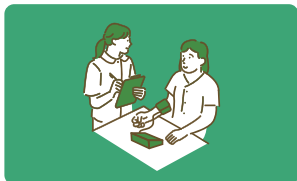


03 「健康づくりを継続しない」  
もったいない



### 健診から始まるサイクルで、3つの「もったいない」をやっていませんか?

「健診受けない」もったいない



**01 健診を毎年受けていますか?**

協会けんぽ加入者は健診をお得に受けられるのに、受けないのはもったいない。

健診を受けて健康状態を確認

「受けっぱなし健診」もったいない



**02 健診を受けっぱなしにしていませんか?**

せっかく健診を受けても、改善につなげなければもったいない。

健診結果に応じて行動することで健康状態を改善

「健康づくりを継続しない」もったいない



**03 日々の健康づくりに取り組んでいますか?**

良好な健康状態になっても、それを継続しないのはもったいない。

食事や運動に気をつけて、良好な健康状態を維持

健康づくりサイクル



健康づくりサイクルについての特設サイトはこちら▶



**全国健康保険協会からののお知らせ**  
協会けんぽ

**「健康経営」始めませんか？**

**健康経営とは 従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること！**

「従業員の健康増進に企業全体で取り組む」ことを経営理念とし、健康増進に係る支出を将来の収益性向上等に向けた前向きな「投資」と捉え実践する「健康経営」という経営手法が注目されています。

**「ひろしま企業健康宣言」のエントリーで健康経営の取組をサポートします！**

1

「ひろしま企業健康宣言」  
にエントリー

エントリーシートをダウンロードして、FAXで協会けんぽへご提出ください。まずは簡単な取組から始めましょう。後日「ひろしま企業健康宣言証」が送付されます。



エントリーシートは  
こちら

2

自社の健康課題を把握し  
「健康経営」をスタート

健康課題を見つけて、解決に向けて対策しましょう。毎年健康課題の把握に役立つツール「ヘルスケア通信簿」をお送りしています。課題の解決に向けて、是非ご活用ください。

例：ヘルスケア通信簿から従業員の喫煙率が高いことが分かった→禁煙デーを作る

3

チェックシートで  
健康経営の取組をチェック

毎年5月頃に「チェックシート」をお送りします。前年度の取組の振り返りをご記入後、広島支部へ送付してください。

4

「ひろしま企業健康宣言」  
健康づくり優良事業所  
に認定

チェックシートにご記入いただいた内容に応じて、「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」として認定されます。点数に応じて「ゴールド・シルバー・ブロンズ」で認定します。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

令和7年度  
から

**「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」の特典  
「ヘルスケア企業保証制度」のご案内**

「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」として認定を受けた事業所様を対象に、金融機関から広島県信用保証協会の保証付き融資を受けられる際、**信用保証料が最大10%割引されるお得な制度**をご利用いただけます。

お手続き  
方法

STEP1

健康づくり優良事業所  
の認定を受ける

- 前年度の健康経営の取組内容をもとに認定します。
- 毎年8月頃に認定証を発行します。

STEP2

金融機関で融資を受ける際  
に認定証(写)を提出する



STEP3

「ヘルスケア企業保証制度」  
を利用する

- 「健康づくり優良事業所」の認定を受ける健康づくり以外にも制度利用のための要件があります。

詳細は  
こちら



**協会けんぽ広島支部  
LINE公式アカウント  
はじめました！**

健康保険制度や健康づくりに関する情報を月2回お届けします！



友だち追加は  
こちらから！



《お問合せ先》

**全国健康保険協会 広島支部**  
協会けんぽ

全国健康保険協会 広島支部  
TEL：082-568-1011（平日8：30～17：15）

## 広島県社会保険労務士会からのお知らせ

広島県最低賃金は令和6年10月1日から

**時間額 1,020円**です。

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

年齢、性別、雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）、支払形態（月給・日給・時間給等）の別を問いません。

賃金引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様は、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」が利用できます。

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください

## 社労士会紛争解決センター

職場で起きた労使間のトラブルは、労働問題の専門家である社会保険労務士が運営する「社労士会労働紛争解決センター広島」が簡易、迅速、**無料**で解決します。

“国家資格者の社労士が解決します”



かいけボート

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 広島

お電話は

**0570-064-794**

受付時間

月曜日から金曜日までの9:00～17:00まで  
(12月29日～1月4日、祝日を除く)

社労士 あっせん

検索

ねんきんのご相談・手続きは  
街角の年金相談センター予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ **0570-05-4890**

《予約受付時間》毎週月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15

◎予約の相談希望日の1か月前から前日まで受付しております。

◎ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。

◎お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

街角の年金相談センター広島

広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F

街角の年金相談センター福山

福山市東桜町1-21エストパルク6F

## 広島県社会保険協会からのお知らせ

### 新規入会のご案内

一般財団法人 広島県社会保険協会は、社会保険制度の普及・発展に寄与し、事業主および被保険者とそのご家族の健康や福利厚生の上昇を目的として、各種行事を行っております。

ご入会いただくと、健康保険や年金等の社会保険に関する広報、参考図書「社会保険事務便覧」の配付、社会保険事務担当者養成講座や各種セミナー、保健施設利用補助、健康づくり等、多くの会員特典が利用できます。未加入の事業所様におかれましては、この機会にぜひご検討ください。



年会費：事業所の被保険者数によって異なります。

詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。【HP】<https://www.hiroshima-syahokyo.or.jp>

令和6年度

# 年金委員・健康保険委員功労者表彰式が開催されました。

令和6年11月13日(水)に「令和6年度年金委員・健康保険委員功労者表彰式」が、広島市内のホテルにおいて開催されました。

年金委員活動及び健康保険委員活動に功績のあった方々に対し、厚生労働大臣表彰等の伝達式が行われました。

年金委員・健康保険委員は、事業主や従業員とその家族の皆様へ、政府が管掌する厚生年金・国民年金、健康保険の適用・給付などの社会保険に関する手続きなどの指導や相談・助言のほか、社会保険制度の周知啓発、健康づくり・健康管理事業などの推進活動を行っています。

なお、受賞された方々は次のとおりです。(敬称略)



おめでとうございます

<b>年金委員</b>	<b>厚生労働大臣表彰</b>			
	佐々邊 善行	株式会社 熊平製作所	宮地 孝一	内海造船 株式会社
	八谷 尚幸	三次商工会議所		
	<b>理事長表彰</b>			
	稲村 富雄	(地域型年金委員)	橋本 清司	鞆鉄鋼協同組合連合会
	梶山 隆生	株式会社 シンコー	廣澤 吉世	太陽工業 株式会社
	栗栖 直幸	太田川森林組合		
	<b>理事表彰</b>			
	油目 剛	瀬戸内海汽船 株式会社	長谷山 弘志	株式会社 荒谷建設コンサルタント
	木原 洋子	(地域型年金委員)	堀田 治志	西川ゴム工業 株式会社
中村 茂	鈴木 株式会社			
<b>健康保険委員</b>	<b>理事長表彰</b>			
	浦郷 里枝	株式会社 システムイン国際	奥迫 さと子	西条電気 株式会社
	上森 勝美	中国精螺 株式会社		
	<b>支部長表彰</b>			
	大野 昌志	株式会社 体育社	久行 好治	株式会社 睦設計
	中村 利江子	瀬戸内海クルーズ 株式会社	檀上 博則	備後燃料 有限会社
	白木 桂	株式会社 コトブキソリューション	田口 直子	一般社団法人 福山市薬剤師会
	西浦 祐子	株式会社 ハンズ	武士末 修	株式会社 寿老園
	二本松 歩	マツダスチール 株式会社	石原 かすみ	医療法人 メディカルパーク
	水本 英之	日本運搬機械 株式会社	長見 順二	広島県食品企業年金基金
中本 浩	有限会社 原田運送	江木 百合子	株式会社 ノーブル	
山藤 修	宝物産 株式会社			